

定 款

一般財団法人日本食品分析センター

一般財団法人日本食品分析センター定款

移行認可 平成 25 年 3 月 19 日

登 記 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は一般財団法人日本食品分析センター（以下「本財団」という。）と称し、英文表記は Japan Food Research Laboratories（英文略称「J F R L」）とする。

(事務所)

第 2 条 本財団は主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 本財団は既に存在する従たる事務所の外、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、食品、飼料、医薬品、家庭用品、化成品、環境試料等の生活関連物資について分析試験・検査・研修・調査及び研究開発等を行うことにより、これら製品の品質向上、生産技術の改良に資するとともに、広く人々の健康増進と食の安全確保を推進し、社会の進歩・発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活関連物資に係わる分析試験・検査・調査及びそれらに関する相談・助言
- (2) 健康増進と食の安全確保に係わる研修及びセミナー
- (3) 法令等に基づく審査及び認定業務
- (4) 分析試験の技術開発、調査及び普及
- (5) 分析試験技術者の養成及び派遣に関する業務
- (6) 分析試験技術や調査結果等の印刷物の刊行及び頒布
- (7) 技術情報及び特許の販売並びに標準物質等の製造販売
- (8) 実験施設等の貸与
- (9) 前各号に掲げる事業に附帯する一切の事業
- (10) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項の事業は、本邦及び海外で行う。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第2号から第4号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会で報告をするものとする。

- (1) 事業報告及び附属明細書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項第2号から第4号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を得なければならない。

- 3 第1項の書類の他、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

(剰余金分配の禁止)

第 9 条 本財団は、剰余金の分配を行わない。

第 4 章 評議員

(定数)

第 10 条 本財団に評議員 5 名以上 12 名以内を置く。

(選任等)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。
- 3 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
- 4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 本財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 5 評議員選定委員会は、理事会又は評議員会の推薦に基づき、評議員候補者案を審議する。
- 6 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次条に定める事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 7 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。
- 8 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 9 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

10 第8項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員候補者の推薦）

第12条 評議員候補者の推薦は次条の資格及び選任要件を満たす者から行い、以下の内容を記載した文書を評議員選定委員会に提出しなければならない。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 候補者とした理由
- (3) 候補者と本財団及び本財団役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 候補者の兼務状況

（評議員の資格及び選任要件）

第13条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第65条第1項に規定する者は、評議員となることはできない。

2 評議員は本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了するときまでとする。

3 評議員は、定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第15条 評議員に対して、1日当たり5万円を超えない範囲で、評議員会開催の状況に応じ、評議員会において別に定める評議員に対する報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

2 評議員にはその職務の遂行に要する費用を支給する。

第5章 評議員会

（構成及び権限）

- 第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項に限り決議する権限を有する。
- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の総額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
 - (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の開催を請求することができる。
- 4 評議員は、評議員会に対し、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において決議に加わることができる評議員の 10 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。
- 5 評議員会は法令で定められた事項を除き、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することができない。

(開催)

- 第 17 条 評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する他、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第 18 条 評議員会は理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項
 - (3) 前号の事項が役員の選任、報酬等の支給の基準、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかである場合は、その議案の概要
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求できる。
- 4 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 5 第 3 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

- (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第 19 条 理事長は評議員会の開催日の 2 週間前までに、評議員に対して、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 20 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(定足数及び決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条の定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第 22 条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その事項について、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第 18 条第 2 項の理事会において定めるものとする。

(報告事項)

第 23 条 評議員会において報告を要する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 従たる事務所の設置又は廃止
- (2) 事業計画書、収支予算書
- (3) 事業報告

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書

(5) その他法令で定められた事項又は本財団の運営上重要な事項

(報告の省略)

第 24 条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事長は前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第 26 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会が別に定めるところによる。

第 6 章 役員等

(種類及び定数)

第 27 条 本財団に次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 本財団に、会計監査人を置く。

3 理事のうち、1 名を代表理事とし、若干名を一般社団・財団法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選定された業務執行理事より専務理事 1 名及び常務理事若干名を選定することができる。

(選任要件)

第 29 条 監事及び会計監査人は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

- 3 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 第2項及び第3項の規定は監事にも準用する。
- 5 一般社団・財団法人法第65条各号に該当するものは理事及び監事になることができない。
- 6 会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない。
- 7 一般社団・財団法人法第68条第3項に規定する者は、会計監査人となることができない。

(理事の職務・権限)

- 第30条 理事は理事会を構成し、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、この定款に定めるところにより、本財団の職務を執行する。
- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は理事長を補佐し本財団の業務を分担執行する。
 - 4 常務理事は、本財団の業務を分担執行する。
 - 5 理事長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事の権限は理事会で別に定めるところによる。
 - 6 理事長、専務理事、常務理事及びその他の業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務・権限)

- 第31条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、本財団の理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務並びに財産及び会計の状況を監査することができる。
 - 3 監事は前項のほか法令上認められた権限を行使することができる。
 - 4 会計監査人は、本財団の貸借対照表及び正味財産増減計算書、その附属明細書その他の法令で定める書類を監査し、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成する。
 - 5 会計監査人は、理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、ただちに監事に報告する。
 - 6 会計監査人は、会計帳簿及びこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 7 会計監査人は、前項のほか法令上認められた権限を行使することができる。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに

- 関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。
 - 5 理事又は監事は、定款に定める定数に足りなくなる場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(会計監査人の任期)

- 第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 2 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、その定時評議員会において再任されたものとみなす。
 - 3 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないうとき、監事は一時会計監査人を選任しなければならない。

(役員 of 解任)

- 第 34 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(会計監査人の解任)

- 第 35 条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない行為（非行）があったと認められるとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
- 2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。
 - 3 前項の規定による解任は、監事が 2 人以上ある場合には、監事の全員による同意によって行うものとする。

(報酬等)

- 第 36 条 理事及び監事には、評議員会で決議する総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。
- 3 理事及び監事には、その職務の遂行に要する費用を支給する。
- 4 会計監査人の報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会で定める。

(責任の免除又は限定)

- 第 37 条 本財団は、一般社団・財団法人法第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議により免除することができる。
- 2 本財団は、一般社団・財団法人法第 198 条で準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。なお、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 198 条で準用する同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

- 第 38 条 本財団に顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び参与は学識経験者等のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、理事長に対し、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与には、その職務に相応する報酬を理事会の決議を経て支払うことができる。
- 5 顧問及び参与には、その職務の遂行に要する費用を支給する。

第 7 章 理事会

(理事会の設置と構成)

- 第 39 条 本財団に、理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第 40 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則及び規程等の制定、変更及び廃止

- (3) 理事の職務執行の監督
 - (4) 代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職
 - (5) 一般社団・財団法人法第 198 条で準用する同法第 113 条に規定する役員等の責任の一部免除
 - (6) 事業計画書、収支予算書の承認
 - (7) 事業報告の承認
 - (8) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (9) 前各号に定めるもののほか、本財団の重要な業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分、除外及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選定及び解職
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第 37 条の責任限定契約の締結
 - (7) 事業の一部の譲渡

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 定例理事会は、毎月 1 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集したとき
- (5) 一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号により理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第5号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会で互選した理事がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議に加わることができる理事の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供するとき
- (2) 多額な長期資金を借り入れるとき
- (3) 本財団が重要な財産の処分又は譲受けを行うとき

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告)

第46条 理事は、理事会に対し、必要に応じ自らの職務の執行状況を正確に報告しなければならない。

- 2 監事は、次の各号の場合には、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。
 - (1) 理事が不正な行為をしたとき、又は不正な行為をする恐れがあると認めるとき
 - (2) 理事に法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき

(報告の省略)

第47条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する

ことを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第 49 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定めるところによる。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、第 16 条第 2 項の定めに従い、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(合併等)

第 51 条 本財団は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 52 条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 本財団が清算するとき有する残余財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に、評議員会の決議により贈与するものとする。

第 9 章 公 告

(公 告)

第 54 条 本財団の公告は、官報に掲載する方法による。

2 前項にかかわらず、本財団の貸借対照表の公告は、定時評議員会毎にその終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第 10 章 補 則

(委 任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「一般社団・財団法人整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団・財団法人整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事、業務執行理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 本財団の最初の会計監査人は別紙会計監査人名簿記載のとおりとする。
- 5 本財団の最初の評議員は、別紙評議員名簿に記載のとおりとする。